

専門業務型裁量労働制に関する協定書

株式会社〇〇〇と従業員代表は、労働基準法第38条の3の規定に基づき専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

第1条 適用対象者

本協定は、次の各号に掲げる従業員（以下、「裁量労働従事者」という。）に適用する。

〇〇〇の業務に従事する従業員

第2条 専門業務型裁量労働制の原則

裁量労働従事者に対しては、会社は、業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき具体的な指示をしないものとする。

第3条 労働時間の取り扱い

裁量労働従事者が所定労働日に勤務した場合は、就業規則第〇条に定める就業時間に関わらず、休憩時間を除き、1日〇〇時間（所定労働時間〇〇時間労働、所定労働時間超〇〇分）勤務したものとみなす。

第4条 時間外手当

みなし労働時間が就業規則第〇条に定める所定労働時間を超える部分については、時間外労働として取り扱い、給与規程の定めるところにより割増賃金として、1ヶ月〇〇時間を支払う。固定残業手当の金額を超えた場合に限り、その超過額を時間外手当として別に支給する。

第5条 休憩・休日

裁量労働従事者の休憩・所定休日については、就業規則の定めるところによる。

第6条 裁量労働従事者の出勤等の手続

- 裁量労働従事者は、出勤した日については、出退勤時刻を記録しなければならない。
- 裁量労働従事者が、出張等業務の都合により事業場外で従事する場合には、事前に総務部の了承を得てこれを行わなければならない。総務部の了承を得た場合には、第3条に定める時間労働したものとみなす。
- 裁量労働従事者が、所定休日に勤務する場合には、事前に総務部に申請し、許可を得なければならない。
- 裁量労働従事者が、午後10時から午前5時までの深夜に勤務する場合には、事前に総務部

に申請し、許可を得なければならない。総務部の許可を得た場合、裁量労働従事者の深夜業に対しては、給与規程に定めるところにより割増賃金を支払う。

第7条 裁量労働従事者の健康と福祉の確保

裁量労働従事者の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 裁量労働従事者の健康状態を把握するために次の措置を実施する。
 - イ. 総務部は、出勤簿の出退勤時刻の記録により、裁量労働従事者の在社時間を把握する。
 - ロ. 裁量労働従事者は、3箇月に1回、自己の健康状態について総務部に報告する。
 - ハ. 総務部は、3箇月に1回、裁量労働従事者ごとに健康状態等についてヒアリングを行う。
- (2) 総務部は、(1)の結果を取りまとめ、健康状態に配慮が必要なものに対しては、次の措置を実施する。
 - イ. 定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。
 - ロ. 有給休暇の取得を促すとともに、別途特別休暇を付与する。
- (3) 精神・身体両面の健康についての相談役を会社内に設置する。

第8条 裁量労働適用の中止

前条の措置の結果、裁量労働従事者に裁量労働を適用することがふさわしくないと認められた場合、又は、裁量労働従事者が裁量労働の適用の中止を申し出た場合は、総務部は、当該労働者に専門業務型裁量労働制を適用しないものとする。

第9条 苦情の処理

裁量労働従事者から苦情等があった場合には、次の手続きに従い、対応するものとする。

- (1) 裁量労働相談室を次のとおり開設する。
 - イ. 場所 本社 総務部 (連絡先)
 - ロ. 開設日時 随時
 - ハ. 相談役 ○○ ○○
- (2) 裁量労働相談室で取り扱う苦情等の範囲は、次のとおりとする。
 - イ. 裁量労働制の運用に関する全般の事項
 - ロ. 裁量労働従事者に適用している評価制度、これに対応する給与規定全般
- (2) 相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるとともに、必要に応じて実態調査を行い、解決策等を労使に報告する。

第10条 勤務状況等の保存

使用者は、裁量労働従事者の勤務状況、裁量労働従事者の健康と福祉を確保するために講じた措置、裁量労働従事者からの苦情について講じた措置の記録をこの協定の有効期間の始期

から有効期間満了後3年間を経過する時まで保存することとする。

第11条 協定の有効期間

年 月 日から 年 月 日までの1年間とする。

2020年 月 日

株式会社

代表取締役

印

従業員代表

印